

議案第43号

区議会提出議案に関する意見聴取

(令和5年度一般会計補正予算案(第2次)(教育委員会事務局所管分))

上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

令和5年度一般会計補正予算案(第2次)(教育委員会事務局所管分)につき、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づき区長から意見を求められたので、本案を提出する。



5世財第97号
令和5年6月1日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長
保 坂 展 人

令和5年度一般会計補正予算案（第2次）（教育委員会事務局所管分）
の意見聴取について

標記の件について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見を聴取いたします。

記

1 件 名

(1) 令和5年度一般会計補正予算案（第2次）（教育委員会事務局所管分）

令和 5 年 度

(2023 年度)

世 田 谷 区 補 正 予 算

一 般 会 計 (第 2 次)

令和5年度世田谷区補正予算書

一般会計(第2次)

目次

令和5年度 世田谷区一般会計補正予算(第2次).....	1頁
------------------------------	----

一 般 会 計

議案第51号

令和5年度世田谷区一般会計補正予算（第2次）

令和5年度世田谷区一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正及び区分）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,263,433 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 364,811,717 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月14日提出

世田谷区長 保坂展人

(単位：千円)

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11 分担金及負担金		2,933,942	358,999	2,574,943
	01 負担金	2,933,942	358,999	2,574,943
13 国庫支出金		56,827,289	343,726	56,483,563
	01 国庫負担金	46,313,499	419,285	45,894,214
	02 国庫補助金	10,500,230	75,559	10,575,789
14 都支出金		35,774,852	67,694	35,707,158
	02 都補助金	18,762,118	67,694	18,694,424
17 繰入金		13,798,343	494,138	13,304,205
	01 基金繰入金	13,583,508	494,138	13,089,370
19 諸収入		11,553,634	1,124	11,554,758
	06 雑収入	5,825,234	1,124	5,826,358
歳入合計		366,075,150	1,263,433	364,811,717

(単位：千円)

歳 出				
款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
02 総 務 費		42,679,398	96,258	42,775,656
	01 総 務 管 理 費	26,610,886	14,115	26,625,001
	03 区 民 費	13,795,302	82,143	13,877,445
03 民 生 費		159,733,179	93,045	159,826,224
	02 児 童 福 祉 費	68,400,843	93,045	68,493,888
05 衛 生 費		13,195,469	1,865,494	11,329,975
	01 衛 生 管 理 費	2,653,094	570,782	2,082,312
	03 公 衆 衛 生 費	10,181,874	1,294,712	8,887,162
06 産 業 経 済 費		2,595,783	392,358	2,988,141
	01 商 工 費	2,402,935	392,358	2,795,293
07 土 木 費		32,046,256	20,400	32,066,656
	02 道 路 橋 梁 費	13,862,364	20,400	13,882,764
08 教 育 費		33,783,543	0	33,783,543
	02 小 学 校 費	14,428,408	0	14,428,408
歳 出 合 計		366,075,150	1,263,433	364,811,717

令和5年度

(2023年度)

世田谷区補正予算説明書

一般会計(第2次)

令和5年度世田谷区補正予算説明書

一 般 会 計 (第2次)

目 次

一 般 会 計	11 頁
歳入歳出補正予算総括	13
財政計画(第2次補正現在)	14
歳入歳出補正予算事項別明細書	15
1. 総 括	17
2. 歳 入 予 算	23
第 11 款 分担金及負担金	24
第 13 款 国庫支出金	26
第 14 款 都 支 出 金	30
第 17 款 繰 入 金	34
第 19 款 諸 収 入	36
3. 歳 出 予 算	39
第 2 款 総 務 費	40
第 3 款 民 生 費	44
第 5 款 衛 生 費	46
第 6 款 産 業 経 済 費	50
第 7 款 土 木 費	52
第 8 款 教 育 費	54
資 料 編	57
歳出事業概要	59

歳入の詳細番号及び歳出の項目番号は、当初予算書及び前回までの補正予算書と同一の番号を用いて記載した。
ただし、新規の歳入及び歳出については、新たな番号を用いて記載した。

一 般 会 計

歳入歳出補正予算総括

(単位：百万円)

財政計画（第2次補正現在）

区 分		年間収入 見込額	既計上額	今 次 計 上 額	今 後 計上予定額	
一 般 財 源	特別区税	特別区民税	128,371	128,371	0	0
		軽自動車税	368	368	0	0
		特別区たばこ税	4,307	4,307	0	0
		入湯税	12	12	0	0
		計	133,058	133,058	0	0
	地方譲与税		1,326	1,326	0	0
	利子割交付金		423	423	0	0
	配当割交付金		2,408	2,408	0	0
	株式等譲渡所得割 交付金		2,331	2,331	0	0
	地方消費税 交付金		22,994	22,994	0	0
	環境性能割 交付金		401	401	0	0
	特別区交付金	普通交付金	63,691	63,691	0	0
		特別交付金	4,100	4,100	0	0
		計	67,791	67,791	0	0
	繰越金	前年度繰越金	3,000	0	0	3,000
その他		4,339	4,339	0	0	
一般財源計		238,071	235,071	0	3,000	
特定財源	国庫支出金		56,484	56,827	344	0
	都支出金		35,707	35,775	68	0
	特別区債		5,783	5,783	0	0
	その他		31,767	32,619	852	0
	特定財源計		129,741	131,004	1,263	0
合 計		367,812	366,075	1,263	3,000	

注・各数値は、百万円未満を四捨五入しているため、合計等と一致しない場合があります。

・歳入歳出補正予算事項別明細書

1 . 総 括

(単位：千円)

歳入歳出補正予算事項別明細書(第2次)

1. 総括
(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
11 分担金及負担金	2,933,942	358,999	2,574,943
13 国庫支出金	56,827,289	343,726	56,483,563
14 都支出金	35,774,852	67,694	35,707,158
17 繰入金	13,798,343	494,138	13,304,205
19 諸収入	11,553,634	1,124	11,554,758
歳入合計	366,075,150	1,263,433	364,811,717

(単位：千円)

(歳出)							
款	補正前の 予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	都支出金	その他	
02 総務費	42,679,398	96,258	42,775,656	75,559	4,420	1,124	15,155
03 民生費	159,733,179	93,045	159,826,224	0	664,334	358,999	212,290
05 衛生費	13,195,469	1,865,494	11,329,975	419,285	1,131,806	0	314,403
06 産業経済費	2,595,783	392,358	2,988,141	0	392,358	0	0
07 土木費	32,046,256	20,400	32,066,656	0	3,000	0	17,400
08 教育費	33,783,543	0	33,783,543	0	0	494,138	494,138
歳出合計	366,075,150	1,263,433	364,811,717	343,726	67,694	852,013	0

補 正 予 算 款 別

款	補正前の予算額	補正予算額	計
01 議 会 費	742,398	0	742,398
02 総 務 費	42,679,398	96,258	42,775,656
03 民 生 費	159,733,179	93,045	159,826,224
04 環 境 費	12,150,107	0	12,150,107
05 衛 生 費	13,195,469	1,865,494	11,329,975
06 産 業 経 済 費	2,595,783	392,358	2,988,141
07 土 木 費	32,046,256	20,400	32,066,656
08 教 育 費	33,783,543	0	33,783,543
09 職 員 費	56,985,363	0	56,985,363
10 公 債 費	11,086,572	0	11,086,572
11 諸 支 出 金	77,082	0	77,082
12 予 備 費	1,000,000	0	1,000,000
合 計	366,075,150	1,263,433	364,811,717

注・構成比は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

(単位：千円)

計 上 額 (第2次)

構成比	合計額の性質別内訳			合計額の財源内訳			
	人件費	行政運営費	投資的経費	特 定 財 源			一般財源
				国庫支出金	都支出金	そ の 他	
0.2%	666,298	76,100	0	714	357	0	741,327
11.7%	183,243	25,598,682	16,993,731	626,175	1,551,385	13,114,625	27,483,471
43.8%	0	157,942,675	1,883,549	48,292,434	25,695,984	5,495,028	80,342,778
3.3%	0	11,710,405	439,702	8,828	11,000	1,938,386	10,191,893
3.1%	0	11,321,076	8,899	1,033,797	1,814,975	220,534	8,260,669
0.8%	7,380	2,757,888	222,873	0	1,031,344	39,598	1,917,199
8.8%	0	12,931,797	19,134,859	3,710,069	3,093,559	8,444,978	16,818,050
9.3%	11,556	24,391,717	9,380,270	2,083,034	912,666	3,562,365	27,225,478
15.6%	56,985,363	0	0	728,512	1,595,888	4,657,195	50,003,768
3.0%	0	11,086,572	0	0	0	0	11,086,572
0.0%	0	77,082	0	0	0	77,082	0
0.3%	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000
100.0%	57,853,840	258,893,994	48,063,883	56,483,563	35,707,158	37,549,791	235,071,205

2. 歳 入 予 算

(款) 17 繰入金

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
17 繰入金	13,798,343	494,138	13,304,205
01 基金繰入金	13,583,508	494,138	13,089,370
06 義務教育施設整備基金繰入金	1,585,121	494,138	1,090,983

(単位 : 千円)

節			
区分	金額	説明	
01 義務教育	494,138	11 小学校(施設改修)の補正(教育委員会事務局) 充当事業:小学校施設改修工事・P55	494,138

3 . 歳 出 予 算

(款) 08 教育費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	
						特定財源	
						(財源内訳)	
08	教育費		33,783,543	0	33,783,543	特定財源	494,138
						(財源内訳)	
						基金繰入金	494,138
						一般財源	494,138
02	小学校費		14,428,408	0	14,428,408	特定財源	494,138
						(財源内訳)	
						基金繰入金	494,138
						一般財源	494,138
06	学校施設充実費		3,572,514	0	3,572,514	特定財源	494,138
						(財源内訳)	
						基金繰入金	494,138
						一般財源	494,138

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
		1 校舎校庭等施設整備・充実費の補正 2 小学校施設改修工事（教育委員会事務局） 財源更正（繰入金 494,138、一般財源 494,138）

資 料 編

歳出事業概要

(単位:千円)

一般会計補正額		1,263,433		
事業名	内 容	補正額	特定財源	
1. 新型コロナウイルス感染症対策		1,980,745	1,666,342	
(1)	感染症対策 (世田谷保健所)	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への類型変更に伴う対応 <5類移行後も継続する業務> 実施期間や内容は、感染状況等を踏まえながら適宜調整する。 ・電話相談窓口 (発熱、自宅療養、後遺症等に関する相談) ・入院調整業務 ・社会的検査 随時検査 対象:高齡・障害施設に限定 (保育園・小中学校等は終了) 抗原定性検査(キット配付) 対象:高齡・障害施設に限定 (保育園・小中学校等は休止) <5類移行に伴い終了となる業務> ・自宅療養者健康観察センター ・入院待機施設 ・PCR検査センター など	1,409,963	1,340,609
(2)	地域医療整備 (保健福祉政策部)		570,782	325,733
2. 物価高騰対応		392,358	392,358	
(1)	商業振興 (経済産業部)	せたがやPayによる消費喚起の拡充 消費喚起キャンペーンの還元率等の拡充 <実施期間> 令和5年7月1日～8月31日 <還元率> 変更前:最大10%還元(月上限5,000ポイント) 変更後:最大20%還元(月上限10,000ポイント) [地方創生臨時交付金を活用]	392,358	392,358
3. その他事業費の補正		324,954	10,551	
(1)	北沢総合支所維持 管理 (北沢総合支所)	北沢総合支所マイナンバーカード取扱い窓口の移転・集約	7,314	7,314
(2)	北沢地域支所・出張 所改修 (北沢総合支所)		30,943	30,943

事業名		内 容	補正額	特定財源
(3)	烏山総合支所維持管理 (烏山総合支所)	烏山総合支所マイナンバーカード取扱い窓口の移転・集約	24,013	18,553
(4)	烏山地域支所・出張所改修 (烏山総合支所)		19,873	19,873
(5)	保育運営事業 (子ども・若者部)	<p>都の施策と連動した認可保育所等における第2子保育料の無償化及び認可外保育施設等における多子世帯負担軽減</p> <p>【認可保育施設】 0～2歳児クラスの住民税課税世帯において、第2子の保育料を無料とする。 <対象となる施設・事業> 区立保育園、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業 <参考> 第2子保育料 現 行: 0円～39,500円/月額(所得額等に応じ決定) 改正後: 0円/月額(無料)</p> <p>【認可外保育施設等】 ・認証保育所 0～2歳児クラスの住民税課税世帯等において、認可保育所等との整合を図るため、第2子以降保育料補助の所得階層を撤廃し、補助額を上限額一律とする。 <参考> 第2子以降保育料補助額(保育認定あり世帯の場合) 現 行: 14,000円～67,000円/月額 (所得額等に応じ決定) 改正後: 67,000円/月額(一律)</p> <p>・その他の認可外保育施設 0～2歳児クラスの住民税課税世帯等において、第2子の保育料補助額を、第3子以降の補助額と同額とする。 <対象となる施設・事業> 保育室、保育ママ、企業主導型保育施設、ベビーホテル等 <参考> 第2子保育料補助額(ベビーホテル等) 現 行: 54,000円/月額(上限) 改正後: 67,000円/月額(上限)</p> <p>【定期利用保育】 1～2歳児クラスの住民税課税世帯において、第2子以降の保育料補助額を、非課税世帯に対する補助額と同額とする。 <参考> 第2子以降保育料補助額(基本利用の場合) 現 行: 0円/月額 改正後: 42,000円/月額(上限)</p> <p>いずれも令和5年10月分の保育料より適用</p>	6,123	6,123
(6)	区立保育園運営 (子ども・若者部)		0	45,548
(7)	私立保育園運営 (子ども・若者部)		0	157,292
(8)	認定こども園運営 (子ども・若者部)		13,005	19,749
(9)	特定地域型保育事業 (子ども・若者部)		11,247	17,751
(10)	保育料負担軽減補助 (子ども・若者部)		62,670	58,872

事業名		内 容	補正額	特定財源
(11)	私立幼稚園指導助成 (子ども・若者部)	<p>・都の施策と連動した保育料補助における第2子以降の多子計算にかかると年齢制限の緩和 私立幼稚園(新制度未移行幼稚園)における満3～5歳児クラスの住民税課税世帯(所得割額77,101円以上世帯)について、第2子以降の多子計算にかかると年齢制限を「小学校3年生までの兄・姉を有する幼児」から「18歳までの兄・姉を有する幼児」に緩和する。 <参考> 保育料補助額(所得割額77,101円以上世帯) 第1子:29,500円/月額(上限) 第2子:29,500円/月額(上限) 第3子以降:32,700円～38,300円/月額(上限) (所得額等に応じ決定) 今回の改正により、新たに「第3子以降」の認定を受ける世帯について、従来の補助額に月額3,200円～8,800円加算される。</p> <p>・都の施策と連動した預かり保育にかかる保育料補助の拡充 保育認定(保育の必要性)がある第2子以降の満3歳児を有し、預かり保育を利用する住民税課税世帯において、第2子以降の預かり保育料補助額を、非課税世帯に対する補助額と同額とする。 <参考> 第2子以降預かり保育料補助額 現 行:0円/月額 改正後:16,300円/月額(上限) いずれも令和5年10月分の保育料より適用</p>	14,115	4,420
(12)	妊婦健康診査 (世田谷保健所)	<p>都補助を活用した妊婦健康診査における超音波検査費用助成の拡充 <拡充内容> 助成回数:1回 4回 1回の検査につき5,300円まで助成 <対象者> 令和5年4月以降に妊娠届を提出した方</p>	115,251	115,251
(13)	交通安全啓発 (土木部)	<p>都補助を活用した自転車ヘルメット着用促進事業 <補助対象> 販売協力店舗として登録された区内自転車販売店において、安全基準を満たした自転車用ヘルメットを購入した区内在住者 <補助額> ヘルメット1個あたり最大2,000円 <補助対象人数> 10,000人 <補助期間> 令和5年7月頃～令和6年3月</p>	20,400	3,000
(14)	財源更正	<p>義務教育施設整備基金繰入金 494,138 一般財源 494,138</p>	0	494,138